

会員通知 第 8 1 号  
平成 2 0 年 7 月 3 0 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊 藤 義 郎

株式会社東京証券取引所等における外国株信託受益証券等（いわゆる日本型預託証券「JDR」）の上場制度の整備に係る「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、国内の金融証券取引所が多様な商品の対応を図る状況を踏まえ、信用取引に係る投資者の利便性の更なる向上を図るため、委託保証金の代用有価証券について現行の代用有価証券に加えて、受益証券発行信託の受益証券を追加するよう、所要の改正を行うものです。

これに合わせて、発行日決済取引に係る委託保証金の代用有価証券についても、同様の趣旨から、受益証券発行信託の受益証券を追加することとします。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用

信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用について、受益証券発行信託の受益証券を追加し、代用有価証券として取り扱うことを可能とします。

(2) 発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用

受託契約準則第 2 9 条の規定を準用している発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用についても、信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用と同様に、受益証券発行信託の受益証券を追加し、代用有価証券として取り扱うことを可能とします。

(3) その他

所要の改正を行います。

なお、「本所が定める日」は、平成 20 年 8 月 1 日といたします。

以 上

株式会社東京証券取引所等における外国株信託受益証券等（いわゆる日本型預託証券「JDR」）の上場制度の整備に係る「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1.	受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2.	保管振替業務の受託についての理事会決定の一部改正新旧対照表	2

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による 代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げる ものとし、その差入れの際における代用価格は その前日における時価(次項各号に掲げる 有価証券については、当該各号に定める時価 をいう。第34条第2項において同じ。)に当 該各号に定める率を乗じて得た額を超えない 額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されて いる株券(外国株券、外国投資信託受益証 券、外国株預託証券、外国受益証券発行信 託の受益証券、外国株式等(外国株券、外 国投資信託受益証券及び外国受益証券発行 信託の受益証券の発行に係る準拠法におい て、当該有価証券に表示されるべき権利に ついて券面を発行しない取扱いが認めら れ、かつ券面が発行されていない場合にお ける当該有価証券に表示されるべき権利を いう。)、受益証券発行信託の受益証券、 外国投資証券及び優先出資証券(協同組織 金融機関の発行する優先出資証券をいう。) を含み、投資信託受益証券を除く。) 10 0分の80</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行 する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による 代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げる ものとし、その差入れの際における代用価格 はその前日における時価(次項各号に掲げる 有価証券については、当該各号に定める時価 をいう。第34条第2項において同じ。)に当 該各号に定める率を乗じて得た額を超えない 額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されて いる株券(外国投資証券及び優先出資証券 (協同組織金融機関の発行する優先出資証 券をいう。))を含み、投資信託受益証券を除 く。) 100分の80</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p>

保管振替業務の受託についての理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>本所は、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）に基づき、保管振替機関である株式会社証券保管振替機構が行う保振法第4条及び第4条の2に規定する業務を受託する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>本所は、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）に基づき、保管振替機関である株式会社証券保管振替機構が行う保振法第4条に規定する業務を受託する。</p>